

Title	都留重人編 現代資本主義と公害
Sub Title	Contemporary capitalism and public nuisance, ed. by S. Tsuru
Author	鈴木, 守
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1968
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.61, No.9 (1968. 9) ,p.1000(72)- 1005(77)
JaLC DOI	10.14991/001.19680901-0072
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19680901-0072">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19680901-0072</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

都留 重人 編  
『現代資本主義と公害』

鈴木 守

昭和三〇年に出版された『広辞苑』で「コウガイ」という言葉を引いてみると、「害」の字がついたのは「蝗害」と「後害」だけで、「公害」などという言葉は見あたらない(二ページ)という。もちろん昨今では、「コウガイ」と言えば「公害」のことであるにきまわっている。それくらい「公害」という言葉は新しく、しかも広くゆきわたってしまった(二ページ)。実際、水俣病、四日市喘息、神通川流域のイタイイタイ病は言うに及ばず、騒音や煤煙など現代資本主義の落し子とも言うべき公害に、われわれは日夜悩まされている。それらの具体的な事例は、本書の巻末に約一〇〇ページを費して記録されている。「公害日記」に詳しい。このような公害問題を、わが国の資本主義経済体制との関連で説明しようとしたのが、都留重人、戒能通孝、小森武、宮本憲一、柴田徳衛、庄司光という六人の専門家の協同研究になる本書である。

このように本書は六人の執筆者による共著であるが、それにもかかわらず、全章を通じて一本の太い線が貫かれている。それは、公害が現代の資本主義という経済体制と深く結びついているという共

通の認識である。本書に「現代資本主義と公害」という書名がつけられていることに、執筆者たちのそのような意図が何よりも端的に示されている。そこで、まず、この点に関する本書の論旨をできるだけ原文に則して明らかにしてみよう。

そもそも「公害問題を究明するための第一歩は、その(1)発生原因、(2)現象形態、(3)被害状況の三段階を、それぞれ具体的に明らかにし、相互間の因果関係やその因果関係の補強要因をはっきりさせること」(六ページ)であるが、「ここで特徴的なことは、おしなべて言えば、発生原因を生む個々の主体が、すくなくとも資本主義の下では、自主自責の原則を建前としていることである。たとえば、ここに一つの工場があるとする。……工場内のことについては自分で責任をとり、外との交渉は、すべて等価物の交換という形をとって行なわれるのが建前で、それ以外に外との交渉はないというのが原則である。これを自主自責の原則と呼んだが、これに従うかぎり、たまたま工場の近くに良い港湾設備ができて、その工場が便益を受けたとしても、これは工場外の出来事、すなわち外部経済であって、それにはたいして代価を払うべきものとは考えられない。同様に、その工場が生産過程で排出するものについては、それを工場外に出すにあたって、そのつど個々に他人の私有権をおかすのではないかぎり、工場の自由である。公の便をそこなうようなものの排出についても、法律によって規制されていればともかく、そうでなければ、結局道義の問題として処理される。排出の規制に金がかかる以上、営利企業は、強制されることなくして排出の規制をするような

ことはしない。だから、私有権との衝突については敏感だが、私有の対象にならない大気や河川への排出は、不特定多数中の一つではない個々の工場は、これを平気で行なう」(六―七ページ)。

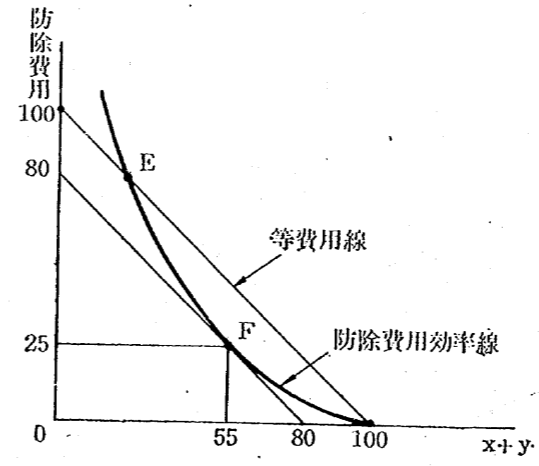
一読して明らかかとおり、これらの指摘は、私企業の利潤原則を基礎とする資本主義経済の下における公害問題の核心を鮮やかに浮彫りにしている。それならば、利潤極大を行動原則とはせずに、計画的な企業活動を基礎とする社会主義経済の下では、公害は起らないと言えるであろうか。この問題に対して本書で積極的な説明が試みられているわけではない。むしろ「イエス」という答えを自明のことと考えているのかもしれないが、問題はそれほど簡単ではない。と言うのは、資本主義下の私企業が、できるだけ工場の外に排出して一般大衆にその負担を転嫁しようとする損害そのものは、多分に技術的な性格をもつものだからである。例えば、紙の原料として「こうぞ」や「みつまた」を使っている間は製紙工場の廃液の問題は起らなかったし、エネルギー源として石炭や石油が使われない間は煤煙や亜硫酸ガスが大気を汚すこともなかった。原子力エネルギーを利用する時代になれば不可避免的に廃液処理が問題になる。ジェット機の騒音についても同様である。このように、ある経済活動に付随して発生する外部不経済そのものは、体制の如何にかかわらず、技術の進歩とともに不可避免的に生ずるものであり、したがって、問題の核心は、公害の発生そのものではなく、それがもたらす費用を誰に負担させるかという点にある。利潤原則に基礎を置く資本主義経済では、それが、問題の経済活動には関係のない第三者に

転嫁されがちであるのに対して、社会主義経済ではもっと計画的に処理しようであるが、その場合でも、誰かがその費用を負担しなければならぬという事実には変わりはない。

さて、公害発生との責任とその費用の負担については、本書の第四章で詳しく取上げられている。そこでも述べられているように、具体的な公害現象とその原因との関係は複雑でかつ不明瞭なことが多い。特に、その間接的影響まで考慮に入れると、「因果関係は……はてしない拡がりをもつ。しかし、ここで「責任」の所在を問うとなると、因果関係の輪をどこかでしぼらなければならない。その「しぼる」作業をするときの基準は、いったい何であろうか」(二四五―二四六ページ)。

この問いに対して、本書は次のように答えている。「ここでまずはっきりさせておかねばならぬことは、因果関係の問題と責任の問題の次元の違いである。因果関係とは、どこまでも客観的なものである。公害現象については因果関係の究明が困難であると言われるが、誰もそれが客観的なものであることを否定しはしない。……観測施設を十分にはりめぐらし、企業内への立入りもゆるし、住民の定期診断もひんばんに行ない、金と人力を動員して調べていけば、因果関係の究明は科学的な作業として、かなりの程度成功をおさめうるはずである」(二四五―二四六ページ)。しかし、「責任の問題となると、次元は明らかに異なる。……因果関係の問題がどこまでも客観的であるのに対し、責任の問題は相対的である。たとえばさきの

四日市のコンビナートの場合にかんし、市がコンビナートを誘致し  
たさいに、大気汚染濃度についての環境基準を設け、その基準を超  
えたときは、コンビナート内の全企業が排出規制の強化について責  
任をとるべきことを明らかにすると同時に、市は市で、観測網の施  
設を常時とどこおりなく機能させることにしていたとすれば(一四  
六(四七ページ)、気管支炎で老人が死亡した場合にも、その限りで  
責任の所在を明らかにすることができる。「すなわち、ここでの「責  
任」とは、所与の法令体系や慣行との関連で明確化するものであ  
って、責任の問題が相対的であるというのには、この意味にはかなら  
ない」(一四六(四七ページ))。



この問題について私見を付け加える前に、責任の分担に関する本  
書の分析をみておくことが  
有益であろう。費用負担に  
ついては転嫁という厄介な  
問題がつきまとうことを正  
しく指摘した後で、本書は  
上の図を用いてこの問題を  
次のように説明している。  
いま、自動車の排気ガスに  
よる住民の呼吸機能障害を  
 $x$ 、樹木に及ぼす損害を $y$   
とし、いずれもその損害を  
金額であらわすことができ

るとする。図では被害総額( $x+y$ )を横軸にとり、それらを防除す  
るために要する費用を縦軸にとつてある。したがって横軸上の $100$   
 $0$ の点は、防除費用はゼロで損害額が $100$ であるような状態を示  
し、縦軸上の $100$ の点は、防除費用に $100$ かかっているが損害  
額はゼロであるような状態をあらわす。そして、「両軸の $100$ の  
点を直線で結んだものを、一種の「等費用線」とみなしてある。す  
なわち、この線上の点はすべて、 $x$ プラス $y$ と防除費用の合計が一  
 $00$ に等しい点であり、この線の内側(原点に近いほう)ではその和  
が $100$ 以下となり、外側では $100$ 以上となる。実際には、 $x$ プ  
ラス $y$ を減らすための費用が、最初のうちは比例的である以上に有  
効にはたらく、たとえば $10$ の費用をかけて $15$ の被害を減らしう  
るが、限界効率は次第に落ち、ある点に達すると、 $10$ の費用をか  
けても、一か二程度の被害減殺効果しかないという状態になる。こ  
の関係を示したのが「防除費用効率線」であって、 $E$ 点に達する  
と、 $x$ プラス $y$ と防除費用との和が $100$ になってしまい、それ以  
上に防除に金をかけることは経済的に無意味となる。いうまでもな  
く最適の解は、等費用線を原点に向い同じ傾斜のままずらしてい  
て、それが防除費用効率線と接する点 $F$ で示された箇所である。そ  
こでは、 $25$ の防除費用をかけて $x$ プラス $y$ を $55$ まで減らすこと  
ができ、両者の和は $80$ となる。この $F$ 点からは右へいっても左へ  
いっても、両者の和は $80$ よりも大きくなる(一五七(一五九ページ))。  
問題は、 $F$ 点が最適であると言ふことの経済的な意味である。そ  
こでは、 $25$ の防除費用を投じ、なおかつ $55$ の被害総額を甘受し

なければならぬが、防除費用と被害総額の合計をできるだけ小さ  
くしたいという社会的選好のもとでは確かに最適点である。しか  
し、この場合、放置すれば $100$ という損害が生じ、しかも誰かが  
それを負担しなければならないのであるから、その費用の範囲内で  
被害総額を最小にすべきだという社会的選好を前提とするならば、  
最適点は $F$ ではなく $E$ になる。と言ふことは、要するに、生産者均  
衡の理論では企業の極小費用行動を当然の前提としているために等  
費用線が一つの明確な意義をもっているのに対して、ここでは、何  
らかの社会的厚生関数が明示されないかぎり、等費用線だけで社会  
的最適点を決めることはできない、ということを示している。

\* \* \*

ところで、 $F$ 点で示される防除費用を投じることが仮りに望まし  
いとしても、では一体その費用は誰がどのように負担すべきか、と  
いう肝心の問題はここでは答えられていない。後に述べられている  
ところからその論旨を要約すると、公害除去のための技術開発費は  
国が負担し、民間で行われている研究開発にも国が十分の補助をす  
べきこと(一六三(一六四ページ))、治療費等の救済費用については、加害者  
が当然に負担すべき私法上の損害賠償を別にすれば、主として地方  
公共団体が負担すべきこと(同上)、防除費用については、原則とし  
て企業等の公害発生者が負担すべきもの(同上)とされている。こ  
のうち、最後の防除費用、とりわけ公害の発生を未然に防ぐための  
住宅移転やバッファゾーン造成等に要する費用の負担には、い  
ろいろ厄介な問題がつきまとう。

書 評

それぞれのケースについて、「具体的な事情による特殊な考慮が  
入らざるをえないけれど、一般的には、関連企業は私法上の損害賠  
償責任(ないしはそれに類するもの)を免れうる点と、近接緑地帯の  
造成で得をする点との両方を考慮した金額を、最下限の負担金とし  
て支払うことを求められてもよいということになる。そして、の  
こりは地方公共団体が主として負担し、場合によって国が一部を受  
けもつというのが妥当な解決であると思われる。千葉県市原でバッ  
ファゾーンをつくることに決めたとき、県が約 $10$ 億円、市が  
約 $10$ 億円、そして企業が七億円あまりを分担することで話がまと  
まったが、最初は三分の一ずつということでは交渉が始められたの  
ことで、結局は数次の話し合いによる妥協の方途によるよりほかな  
ったという。おそらくそれ以上に決め手となる基準を確立すること  
は、一般的には不可能に近いと思われる」(一六六(一六七ページ))と  
いうのが本書の解答である。

極めて現実的かつ常識的な答えであって、そのかぎりでは付け加  
えるべき多くを持たないのであるが、理論的には二、三の注意が必  
要である。第一に、費用負担の基準とされている損害額なるもの  
は、確実に算定することがほとんど不可能だという点である。試み  
に煤煙の場合を考えてみても、まずもってそれは周囲の不特定多数  
の住民にさまざまな損害を及ぼすが、そればかりでなく、行きずり  
の旅行者にも、例えばワイシャツの洗濯代という形で費用を負担さ  
せるかもしれない。また、煤煙はワイシャツを汚すばかりでなく、  
喘息や肺炎を引き起すかもしれないし、場合によっては死の原因にさ

えなるかもしれない。しかも、洗濯代、治療代等はいくまでも現状回復のための費用の一部であって、決して損害の全てではない。多くの人たちは、たとえ現状回復のために費用を支出しなくても、汚れた空気の下で不愉快な生活を強いられている。経済学的には、たとえ貨幣に換算できなくても、それらを全て煤煙のもたらす損害、すなわち社会的費用とみなさなくてはならない。このようにみてくれば、損害額を費用負担の基礎とすることが如何に理論的厳密さに欠けるかはおのずと明らかであろう。公害に関するかぎり、損害は無限に拡大する可能性をもっているのであって、それ故にこそ、公害の発生を発生源で抑えることが基本的な解決策とならなければならないのである。

第二に、先に保留しておいた費用負担の問題についてであるが、私見では、当該経済活動によって利益を受ける者が費用を全額負担するのが、受益者負担の原則からみて最も妥当な方策だと考えている。ただし、この場合の受益者には、生産者もとり、そこで作り出される生産物を利用して利益を得ている需要者も含まれることは言うまでもない。したがって、費用の一部を価格の引上げによって賄うことも当然許されるべきものと考えられる。もっとも、消費活動の過程で発生する公害、たとえば下水の河川への放流などの場合にみられるように、費用が受益もしくは支払能力を超える場合にはいわゆる能力原則に従わざるを得ず、そのかぎり、国または地方公共団体が費用の一部を負担することもやむを得ないであろう。

受益者負担の原則にもとづく費用負担の問題で特に注意を必要と

と社会主義経済であろうと何ら異るところはない。したがって、公害問題にかかわる経済体制の問題とは、要するに、資本主義経済では、発生源において画一的な規制を行った上で（このこと自体は市場経済に対する重大な修正であるが）、あとは利潤動機と競争原理に費用の負担や帰属を委ねることによって資源の効率的な利用をはかることができるのに対して、社会主義経済では、費用負担の最終的帰属をも含めて全て中央当局の計画に任されており、その限りで費用負担についての政策的配慮を行いやすい反面、資源の効率的利用が損われやすい、という点にある。その優劣の判断は、結局のところ、価格機能に対する信頼と評価にかかってくると言いうことができよう。

さて、本書では、これらの問題のほかに、日本の公害の実情（第二章）とその損失（第三章）、対策と問題点（第五章）、そして、資本主義という執筆者たちにとってはこのほか御しがたい経済制度の枠の中で、何とかこの問題を解決していく方途として、国民の公害に対する意識の向上と国民運動の必要性が熱心に説かれている（第六章）。いずれも専門家の筆になる力のこもった研究、解説で、本書をひもとく者に多くの示唆を与えてくれる。公害問題に関心をもち、人たちが、とりわけ公害行政に携わっている人たちの熟読を期待したい。

（岩波書店・一九六八年三月刊・B6・三九八頁・五〇〇円）

——一九六八・六・二〇——

するのは、受益者と損害との間に明確な因果関係が確認できさえすれば、たとえ起因者は過失がなくても、彼は当然にその費用を負担しなければならない、という点である。これは過失責任の原則（民法七〇九条）にもとづく現行の民法体系の規制力を超える問題であり、新たに無過失責任の法理を導入せざるを得ないことを示唆するものであるが、強いて現行民法典の中にその論拠を求めるならば、七〇三・四条の不当利得の問題に近いと言いうべきであろう。

最後に、受益者にこれらの費用を公平に負担させるにはどうしたらよいか、という厄介な問題が残されている。それには、まず第一に、排出規制を十分科学的な論拠にもとづいて、しかも画一的に行うことが必要である。と同時に、利潤動機にもとづく市場競争の原理をできるだけ生かすことが、費用の一部を生産物の需要者に転嫁するにせよ、生産者の利潤で負担するにせよ、あるいは公害除去のための技術開発に資源を投じて防除費用を削減するにせよ、結局において公平な費用負担を実現することになるであろうし、さらにまた、資源の効率的な利用にも資するものと思われる。

問題は、したがって、政府の行う公害規制の基準である。個々のケースについては、自然科学はもちろんあらゆる学問の助けを借りて、長期的視点からみた社会的価値、すなわち健康、澄んだ空気、自然の美観等を損わないよう具体的に決めなければならないが、経済学の領域に限っても、それらの価値評価を反映する何らかの社会的厚生関数を想定しなくては理論的な解決が得られないことは、既に述べたとおりである。そしてそのことは、資本主義経済であろう